

中学生の「税についての作文」表彰式

税を考える週間実行委員会(会長:蔵原隆浩玉名市長)は、平成30年度中学生の「税についての作文」表彰式を11月17日に玉名市のホテルしらさぎで開催しました。

玉名税務署管内の中学生から1,675名の応募があり、27人の表彰者のうち、南関中から2人が受賞しました。平成5年から始まったこの表彰は26年目。毎年11月11日から「税を考える週間」に合わせ表彰式を開催。将来を担う中学生に、国や地方を支



▲左から佐藤町長、植田さん、池田さん、上田先生

えている税金の重要性を理解・認識してもらうために実施しています。

**受賞者(敬称略)**  
 ●南関町長賞 植田 創一朗(細永)  
 ●南関町教育長賞 池田 心(小原)

確定申告のお知らせ

玉名税務署では、次のとおり申告相談会場を開設します。

●開設期間 2月18日(月)～3月15日(金) (土・日・祝日は除く)

●受付時間 午前9時～午後4時

●場所 玉名税務署1階 (玉名市岩崎273番地 玉名合同庁舎)

※開設期間前は、申告相談会場を設けておりませんので、開設期間にお越しください。

問 玉名税務署 7222125

償却資産(固定資産税)の申告について

工場や商店の経営、駐車場やアパートの貸し付け、農業などの事業を行っている会社や個人で、賦課期日(毎年1月1日)現在において南関町内に所在する償却資産を所有されている人は、地方税法第383条(固定資産の申告)の規定により、毎年1月31日までに賦課期日現在の償却資産の所有状況を町へ申告しなければなりません。今年の申告書の提出期限は、**1月31日(木)**です。

◆償却資産とは

会社や個人で事業を行っている人が、その事業のために所有する土地・建物以外の資産を償却資産といい、土地・建物と同じように固定資産税が課税されます。償却資産の具体例については次のとおりです。

種類	償却資産の例
構築物	舗装路面、外構工事、屋外設備、フェンス、ビニールハウス など
機械および装置	各種製造機械設備、土木建設機械、農業用設備、工作機械、搬送設備、太陽光発電設備 など
船舶	漁船、ボート、貨物船 など
航空機	飛行機、ヘリコプター、グライダー など
車両および運搬具 ※	大型特殊自動車に該当する車両(トラクタなどの農耕作業用自動車については、最高速度が毎時35km以上のもの)、台車 など
工具・器具および備品	パソコン、冷蔵庫、応接セット、エアコン、LAN配線 など

※自動車税・軽自動車税の課税対象となる普通自動車、トラック、小型特殊自動車などは償却資産ではありませんので申告は不要です。

◆申告書類

毎年12月中に償却資産の申告書類をお送りしています。今年度から初めて償却資産の申告を行う人などで、申告書類がお手元に無い場合はご連絡ください。申告される人は下記区分に従い該当する書類(○印)の提出をお願いします。

区分	償却資産申告書 (第26号様式)	種類別明細書		
		全資産用	増加資産用	減少資産用
増加資産がある人	○	○	○	
減少資産がある人	○	○		○
資産の増減がない人	○			
資産をお持ちでない人	○			
廃業、転出等された人	○	必要に応じ ○		必要に応じ ○

※廃業などされた場合でも、事業に用いることができる状態にある資産は申告が必要です。

◆その他

インターネットを利用した電子申告(地方税ポータルシステム・エルタックス eL TAX)が利用可能です。手続きなどの詳細はエルタックスホームページ(<http://www.eltax.jp/>)でご確認ください。

家屋の取り壊しをおこなった人へ 家屋の滅失の届出はお済ですか?

固定資産税は、1月1日現在を基準日として課税されます。

家屋の取り壊しの届出がないと、来年度も課税されたままになりますので、基準日以前(平成30年中)に取り壊しをおこなった人は、1月15日(木)までにご連絡ください。



※滅失とは、家屋(居宅、車庫、物置、倉庫など)を取り壊していることです。一部分の取り壊しの場合も含まれます。

問 税務住民課 固定資産税係 ☎57-8563

所得税の確定申告書などの提出時の番号法に基づく本人確認について

2月中旬から3月中旬までの間に開催している「確定申告・住民税及び国民健康保険税の申告受付相談会」で書類を提出していただくとき、以下の本人確認書類が必要です。必ず持参してくださいようお願いします。

本人が申告書などを提出する場合

①本人の個人番号確認: 次のいずれか1点

個人番号カード、通知カード、個人番号記載の住民票の写し

②本人確認: 次のいずれかで、顔写真のないものは2点以上

※いずれも氏名/生年月日又は氏名/住所が記載された本人のものであること。  
 個人番号カード、運転免許証、旅券(パスポート)、身体障害者手帳、社員証、資格証明書(税理士証票など)、官公署(勤務先など)発行書類(例: 税や社会保険料・公共料金の領収書、各種税証明書、印鑑登録証明書、戸籍の附票の写し、住民票の写し、住民票記載事項証明書、母子健康手帳、給与所得の特別徴収税額通知書、納税通知書、源泉徴収票)

代理人が申告書などを提出する場合 ※「代理人」には、親族を含みます。

①本人の個人番号確認: 次のいずれか1点

※写し可  
 個人番号カード、通知カード、個人番号記載の住民票の写し

②代理人の本人確認

「本人が申告書等を提出する場合」の「②本人確認」と同様

③代理権の確認: 次のいずれか1点

・委任状又は税務代理権限証明書の原本  
 ・本人しか持ち得ない書類(個人番号カード、通知カード、運転免許証など本人に対し1回限り発行されるような書類)の写し

問 税務住民課住民税係 ☎57-8549